

競合品目・競合企業リスト

令和7年12月23日

販売名	アデムパス錠0.5mg、 アデムパス錠1.0mg、 アデムパス錠2.5mg	製造販売元	バイエル薬品株式会社
-----	---	-------	------------

薬事審議会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	オプスマット錠10mg	ヤンセンファーマ株式会社
競合品目2	ウptrabipate錠0.2mg、同錠0.4mg、同錠小児用0.05mg	日本新薬株式会社
競合品目3	ヴォリブリス錠2.5mg	グラクソ・スミスクライン株式会社

競合品目を選定した理由

アデムパス錠0.5mg、1.0mg、2.5mgは可溶性グアニル酸シクラーゼ（sGC）刺激剤であり、「外科的治療不適応又は外科的治療後に残存・再発した慢性血栓塞栓性肺高血圧症」及び「肺動脈性肺高血圧症」の効能効果に対して承認されている。

効能効果及び投与経路から見た競合品としては、ヴォリブリス錠（アンブリセンタン）、レバチオ錠／同ODフィルム／同懸濁用ドライシロップ（シルデナフィルクエン酸塩）、ウptrabipate錠／同錠小児用（セレキシパグ）、アドシルカ錠（タダラフィル）、ケアロードLA錠／ベラサスLA錠（ベラプロストナトリウム）、トラクリア錠／同小児用分散錠（ボセンタン水和物）、オプスマット錠（マシテンタン）、ユバンシ配合錠（マシテンタン・タダラフィル）が挙げられる。

これらのうち、以下の品目*を除く国内の販売額が上位3品目を競合品目として選定した。

* 競合品目1のオプスマットの製造販売業者（ヤンセンファーマ株式会社）が重複するため、トラクリア及びユバンシは競合品目から除外した。

競合品目・競合企業リスト

令和 7年 12月 19日

販売名	ゾコーバ錠125mg	製造販売元	塩野義製薬株式会社
-----	------------	-------	-----------

薬事審議会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	ラゲブリオカプセル200mg	MSD株式会社
競合品目2	パキロビッドパック600, パキロビッドパック300, パキロビッドパック	ファイザー株式会社
競合品目3	ベクルリ一点滴静注用100mg	ギリアド・サイエンシズ株式会社

競合品目を選定した理由
本剤は、3CL プロテアーゼ阻害剤である。本剤の適応症は「SARS-CoV-2 による感染症」であり、主に軽症・中等症患者への投与が想定される。 本剤と同様に軽症・中等症の「SARS-CoV-2による感染症」に使用される抗ウイルス薬として、ラゲブリオカプセル200mg及びパキロビッドパック600, 同300, パキロビッドパック、ベクルリ一点滴静注用100mgがある。このうち、本剤と同様に経口投与である、ラゲブリオカプセル200mg及びパキロビッドパック600, 同300, パキロビッドパックを競合品目1, 2とし、注射剤であるベクルリ一点滴静注用100mgを競合品目3として選定した。

競合品目・競合企業リスト

令和7年12月17日

販売名	ゾキンヴィカプセル50mg ゾキンヴィカプセル75mg	製造販売元	アンジェス株式会社
-----	--------------------------------	-------	-----------

薬事審議会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	該当なし	
競合品目2		
競合品目3		

競合品目を選定した理由
本邦においてゾキンヴィカプセルと同種の効能及び効果を有する医薬品はない。

競合品目・競合企業リスト

令和 8 年 1 月 7 日

販売名	テグレトール錠 100mg テグレトール錠 200mg テグレトール細粒 50%	製造販売元	サンファーマ株式会社
-----	--	-------	------------

薬事審議会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	イーケプラ錠 500mg イーケプラ錠 250mg イーケプラ ドライシロップ 50% イーケプラ点滴静注 500mg	ユーシービージャパン 株式会社
競合品目2	バルプロ酸ナトリウム徐放錠 A200mg 「トーワ」 バルプロ酸ナトリウム徐放錠 A100mg 「トーワ」	東和薬品株式会社
競合品目3	ラミクタール錠 100mg ラミクタール錠 25mg ラミクタール錠小児用 5mg ラミクタール錠小児用 2mg	グラクソ・スミスクライン 株式会社

競合品目を選定した理由
1. イーケプラ（一般名：レベチラセタム） [適応]：部分発作（焦点てんかん）を含む広いてんかん適応で、テグレトールと重なる適応領域が多い。 [薬理]：作用機序はSV2Aタンパク質に作用。テグレトール（カルバマゼピン）のナトリウムチャネル阻害とは異なるが、治療目的（発作制御）は重複するため処方選択上の直接的競合薬であり、副作用や相互作用の違いから切替えられることが多い。
2. バルプロ酸ナトリウム徐放錠（一般名：バルプロ酸ナトリウム） [適応]：部分発作（焦点発作）や二次性全般化発作において処方選択上で比較対象となる。初回治療や薬剤変更時にテグレトールの代替候補として検討される。

[薬理] : GABA増強+Na抑制の複数の仕組みで発作を抑える広域型であり、狭域型のテグレトールと薬理は異なるが、両剤とも単剤で十分な発作抑制が期待できる点や初期治療時にどちらを先に使うかが比較されるため、臨床・処方上の競合となり得る。

3. ラミクタール（一般名：ラモトリギン）

[適応] : 部分発作を含むてんかん、双極性障害など、テグレトールと重なる適応があり、特に副作用プロファイル（感情面への影響や肝障害リスクなど）や薬物相互作用を考慮して使い分けられる。

[薬理] : 主にナトリウムチャネル遮断薬（およびグルタミン酸放出抑制など）という点でテグレトール（カルバマゼピ）と作用機序が近く、機序・適応の面で直接的に競合し得る。

※売上順は第10回 NDB オープンデータ（令和5年度のレセプト情報）および検索サイト参考による。

競合品目・競合企業リスト

令和7年12月26日

販売名	デパケン錠100mg、同錠200mg、同R錠100mg、同R錠200mg、同シロップ5%、同細粒20%、同細粒40%	製造販売元	日医工岐阜工場株式会社
-----	--	-------	-------------

薬事審議会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	エクセグラン錠100mg、同散20% / ゾニサミド	住友ファーマ株式会社
競合品目2	ラミクタール錠小児用2mg、同錠小児用5mg、同錠25mg、同錠100mg / ラモトリギン	グラクソ・スミスクライン株式会社
競合品目3	イーケプラ錠250mg、同錠500mg、同ドライシロップ50%、同点滴静注500mg / レベチラセタム	ユーシービージャパン株式会社

競合品目を選定した理由
本剤の適応症のうち、てんかんでの使用が多いため、抗てんかん薬で選定した。 「てんかん診療ガイドライン2018（監修：日本神経学会、編集：「てんかん診療ガイドライン」作成委員会）」における「第6章てんかん症候群別の治療ガイド」を参考に、バルプロ酸を第一選択薬として使用できない場合に第二選択薬となり得る薬剤を選択した。

競合品目・競合企業リスト

令和7年12月26日

販売名	セレニカR顆粒40%・錠200mg、400mg	製造販売元	興和株式会社
-----	-------------------------	-------	--------

薬事審議会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	ビムパット錠50mg、100mg、ドライシロップ10%、点滴静注100mg、200mg	ユーシービージャパン株式会社
競合品目2	フィコンパ錠2mg、4mg、細粒1%、点滴静注用2mg	エーザイ株式会社
競合品目3	イーケプラ錠250mg、500mg、ドライシロップ50%、点滴静注500mg	ユーシービージャパン株式会社

競合品目を選定した理由
セレニカR顆粒40%・錠200mg、400mgは、てんかん患者への処方割合が高く、「てんかん診療ガイドライン2018」において、バルプロ酸は諸全般発作に対する第一選択薬として推奨されている。そのため、本品目と同様にATC分類がN03A（抗てんかん剤）のうち、薬理作用として、てんかん発作の抑制作用を有する薬剤のうち、売上高の高い3品目であるビムパット、フィコンパ、イーケプラを本相談品目の競合品目とした。

競合品目・競合企業リスト

令和8年1月8日

販売名	ラミクタール錠小児用2mg ラミクタール錠小児用5mg ラミクタール錠25mg ラミクタール錠100mg	製造販売元	グラクソ・スミスクライン 株式会社
-----	---	-------	----------------------

薬事審議会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	イーケプラ錠250mg／イーケプラ錠500mg／イーケプラドライシロップ50%／イーケプラ点滴静注500mg	ユーシービージャパン株式会社
競合品目2	レベチラセタム錠250mg「サワイ」／レベチラセタム錠 500mg「サワイ」／レベチラセタム粒状錠250mg「サワイ」／レベチラセタム粒状錠500mg「サワイ」／レベチラセタムDS50%「サワイ」	沢井製薬株式会社
競合品目3	レベチラセタム錠250mg「トーワ」／レベチラセタム錠 500mg「トーワ」／レベチラセタムDS50%「トーワ」	東和薬品株式会社

競合品目を選定した理由
1. てんかん診療ガイドライン2018 第3章 成人てんかんの薬物療法 CQ3-2 新規発症の部分でてんかんにおける第一選択薬として、カルバマゼピン、ラモトリギン、レベチラセタム、次いでゾニサミド、トピラマートが推奨される。と記載があるため、「カルバマゼピン、レベチラセタム」を競合品候補として選定。 2. ラミクタール(ラモトリギン)を含む3剤の先発品および後発品を一つの市場として定義し、外部データ集計*にて推計売上シェア上位3製剤(競合品1-3)を選定。

*Copyright ©2026 IQVIA. JPM (集計期間: 2025/11MAT) をもとに自社分析 無断転載禁止

競合品目・競合企業リスト

令和7年12月26日

販売名	ビムパット錠50mg ビムパット錠100mg ビムパットドライシロップ10% ビムパット点滴静注100mg ビムパット点滴静注200mg	製造販売元	ユーシービージャパン株式会社
-----	--	-------	----------------

薬事審議会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	フィコンパ錠2mg及び4mg フィコンパ細粒1% フィコンパ点滴静注用2mg	エーザイ株式会社
競合品目2	デパケン錠100mg及び200mg デパケン細粒20%及び40% デパケンシロップ5% デパケンR錠100mg及び200mg	日医工岐阜工場株式会社
競合品目3	リボトリール錠0.5mg リボトリール錠1mg リボトリール錠2mg リボトリール細粒0.1% リボトリール細粒0.5%	太陽ファルマ株式会社

競合品目を選定した理由
抗てんかん剤のうち、本剤を除いた推定売上額の上位6つ※は、順にフィコンパ、イーケプラ、フィンテプラ、ブリィビアクト、デパケン、リボトリールであり、これら品目を競合品目として選定した。
* 本剤を除いた推定売上額2位のイーケプラ、3位のフィンテプラ、4位のブリィビアクトは自社品であることから競合品目から除外した。
※推定売上額は、2025年12月～2025年11月の期間で算出した。
Copyright © 2025 IQVIA. JPM 2025年11月MATを基に作成 無断転載禁止

競合品目・競合企業リスト

令和7年12月26日

販売名	イーケプラ錠250mg イーケプラ錠500mg イーケプラドライシロップ50% イーケプラ点滴静注500mg	製造販売元	ユーシービージャパン株式会社
-----	---	-------	----------------

薬事審議会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	フィコンパ錠2mg及び4mg フィコンパ細粒1% フィコンパ点滴静注用2mg	エーザイ株式会社
競合品目2	デパケン錠100mg及び200mg デパケン細粒20%及び40% デパケンシロップ5% デパケンR錠100mg及び200mg	日医工岐阜工場株式会社
競合品目3	リボトリール錠0.5mg リボトリール錠1mg リボトリール錠2mg リボトリール細粒0.1% リボトリール細粒0.5%	太陽ファルマ株式会社

競合品目を選定した理由
抗てんかん剤のうち、本剤を除いた推定売上額の上位6つ※は、順にビムパット、フィコンパ、フィンテプラ、ブリィビアクト、デパケン、リボトリールであり、これら品目を競合品目として選定した。 * 本剤を除いた推定売上額1位のビムパット、3位のフィンテプラ、4位のブリィビアクトは自社品であることから競合品目から除外した。
※推定売上額は、2024年12月～2025年11月の期間で算出した。
Copyright © 2025 IQVIA.
JPM 2025年11月MATを基に作成
無断転載禁止